

1 日も早い被災地の復旧・復興のための被災者生活再建支援法改正の検討を

求める意見書

我が国は、気象的、地形的要因により災害を受けやすく、毎年のように風水害、地震・火山災害など様々な自然災害が多発し、甚大な人的、物的被害が生じている。これらの災害に適切に対処するため、災害予防、災害応急対策から復旧・復興のため、これまで災害対策に関する制度の整備が図られてきたところである。

自然災害により被害を受けた個人に対しても、応急的対策としての災害救助法に基づく救助、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、あるいは各種資金の貸し付け等、多様な支援が講じられている。

しかしながら、令和6年1月に発生した能登半島地震と令和6年9月の能登半島豪雨災害の復旧・復興は今なお進んでおらず、基本的な生活基盤である住宅再建のためには、国の支援強化が必要と考える。

政府は、『地域福祉推進支援臨時特例給付金』という住宅再建の支援制度を創設したが、この制度は地域や年収等が限定されており、対象から外れる方がいることから、昨今の急激な物価高騰も踏まえてしっかりと『被災者生活再建支援金』の増額をすべきと考える。

そのため、現行の被災者生活再建支援金の額を最大で300万円から600万円に引き上げること、現在対象となっていない中規模半壊以下の世帯に対して新たな支援金の創設と倍増すること、国庫補助の割合を2分の1から3分の2に引き上げること等の検討が必要と考える。

現在の社会経済情勢のもとで、被災者の生活をその被災実態に応じ、迅速かつ弾力的に支援することにより、一日も早い被災者の生活の立ち上がりを図ることが極めて重要と考えることから、被災者生活再建支援法の改正の検討を国会に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。